

保護者の皆様

新型コロナウイルス感染症陽性者の発生に伴うのみちこども園の臨時休園期間の延長について

現在、本園では、新型コロナウイルス感染症の陽性者（園児）の発生に伴い、1月23日（日曜）から1月27日（木曜）まで臨時休園を行っておりますが、新たな陽性者（園児）の発生が確認されました。

つきましては、1月30日（日曜）まで臨時休園期間を延長いたします。

保護者の皆様には何かと御迷惑をお掛けしますが、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

各家庭におかれましても、下記事項に御留意いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染者やその家族への偏見や差別が問題となっています。人権尊重の立場に立ち、冷静な判断と正しい対応をお願いいたします。

記

1 臨時休園を延長する期間

令和4年1月30日（日曜）まで

2 今後の対応について

(1) 濃厚接触者等について、現在草津保健所において調査中です。

濃厚接触者に該当する場合、

① 園から濃厚接触者等に特定された旨を連絡します。

② その後、草津保健所からPCR検査等の詳細について連絡が入りますので指示に従ってください。（健康状態を把握するため、「健康観察」（健康状態の聞き取り等）が実施されます。）

(2) 臨時休園期間中は、園から電話による健康状態の把握をさせていただくこともありますので、各御家庭でしばらくの間、別紙「子どもと家族の健康シート」の御記入をお願いいたします。

(3) 臨時休園期間中の保育料については、休日を除き日割り計算を行います。その他の費用負担の詳細につきましては、別途お知らせいたします。

(4) 休暇取得等に際し休園（所）証明書が必要な方、その他相談に関しましては、園に申し出てください。

3 留意事項

(1) できるだけ外出を控えてください。

(2) 睡眠を十分とり、体を休めてください。

(3) バランスのとれた食事等に留意してください。

(4) 手洗い等を徹底してください。

(5) 生活のリズムが乱れないようにしてください。

4 発熱等の症状がある場合の相談・受診について

《相談する窓口》

- 発熱等の症状のある方は、まずかかりつけ医等、地域の身近な診療所等に連絡ください。
- 相談先に迷った時などは、下記の受診・相談センターを利用ください。

じゅしん そうだん
受診・相談センター

そうだんじかん じかんまいにち
相談時間 24時間毎日

TEL 077-528-3621

メール coronasoudan@shigaken.net

- 家庭や地域、職場での予防方法等については、一般電話相談窓口へご連絡ください。

いっぽんでん わそうだんまどぐち
一般電話相談窓口

そうだんじかん まいにち
相談時間 毎日 8:30~17:15

TEL 077-528-3637

メール corona-soudan@pref.shiga.lg.jp

5 その他

・家庭での生活環境が変化することに伴い、育児負担が増えイライラすることや不安になること等があった場合は、園の他、家庭児童相談室等で子育て・育児の相談を受けておりますので、必要に応じて御利用ください。

○家庭児童相談室（子育ての悩み・虐待） 077-561-2460（8:30~17:15）

○子ども家庭課（ひとり親施策） 077-561-2364（8:30~17:15）

○子育て相談センター（妊産婦・乳幼児） 077-561-2339（8:30~17:15）

○発達支援センター（発達相談） 077-569-0353（8:30~17:15）

のみちこども園

TEL : 077-565-3787

FAX : 077-565-3873